

「(仮称) 鎌倉市こども計画 (第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン)」 について

1 概要

現在の「子ども・子育てきらきらプラン」の計画期間が令和6年度をもって終了することから、令和7年度以降の計画について、策定方針やスケジュール等の説明を行うもの。

2 子ども・子育てきらきらプランの経過について

計画名	計画期間
鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン	平成27(2014)年度～平成31(2018)年度
第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン	令和2(2019)年度～令和6(2024)年度
<次期計画>	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

3 本市における子ども・子育てに関する行政計画について

各法令における計画の名称 (根拠法令)	本市における 現在の策定状況	本市における 今後の策定方針
子どもの貧困対策計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)	鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン	(仮称) 鎌倉市こども計画(第3期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン) ※こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定
子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)		
次世代育成支援行動計画 (次世代育成支援対策推進法)		
子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)	鎌倉市子ども・若者育成プラン	

4 ニーズ量等調査について

- ・国から調査の作成指針(初版)が示され、その中で新規事業を含めた調査項目の追加等があったため、それに対応した内容とする。
- ・こどもの意見聴取を行う必要があることから、支援事業計画を策定する際に必要な、従来の子育て世帯向けのニーズ量調査に加え、小学6年生から18歳未満(令和5年4月1日時点)のこどもに対する生活状況調査(内容は検討中)を実施する。

5 今後の予定

- 令和5年度 ニーズ量等の調査実施
- 令和6年度 計画策定